

証券コード 7416
(発送日) 2025年6月9日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月4日

株主各位

岡山市北区青江一丁目17番21号

〔岡山中央オフィス
岡山市北区中山下一丁目8番45号
NTTクレド岡山ビル10階〕

株式会社はるやまホールディングス

取締役社長 中村宏明

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.haruyama.co.jp/ir/ir_agm.php



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7416/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「はるやまホールディングス」又は「コード」に「7416」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「総覧書類／PR情報」の順に選択して、「総覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認いただけます。

また、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2025年6月26日（木曜日）午後6時までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 岡山市北区駅元町14番1号
岡山コンベンションセンター（ママカリフォーラム）
1階イベントホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

- ◎ 開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。
- ◎ 駐車場、駐輪場及び駐車券等のご用意はございませんので、予めご了承くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 当日のお土産については、とりやめとさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第51期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第51期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役4名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 当社株式等の大量買付行為に関する対応策のための新株予約権無償割当の件

4. 招集にあたっての決定事項

4頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

- ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまにお送りする書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ①事業報告の「主要な事業内容」「主要な事業所及び店舗」「従業員の状況」「新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ④監査報告の「連結計算書類に係る会計監査報告」「計算書類に係る会計監査報告」
- 本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項から上記事項を除いた書面をお送りしております。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁のインターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 株主総会の決議結果につきましては、書面による決議ご通知の郵送に代えて、株主総会終了後、1頁の【当社ウェブサイト】に掲載させていただきます。

【議決権の行使等についてのご案内】

（1）議決権行使書に賛否の表示がない場合の取り扱い

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があつたものとしてお取り扱いいたします。

（2）インターネット等と書面（郵送）による議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。

（3）インターネット等による議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

（4）インターネット等による議決権行使のご案内について

以下の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照ください。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使くださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、インターネット又は書面（郵送）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能（但し、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します）。

（2）インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）インターネットによる議決権行使は、2025年6月26日（木曜日）の午後6時まで受け付けていますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

（1）パソコンによる方法

・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

（2）スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)
 - ・スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。
QRコードでのログインができない場合には、上記（1）による方法にて議決権行使を行ってください。
- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主さまのご負担となります。

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してのご不明な点につきましては、以下あてにお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）

《機関投資家のみなさまへ》

株式会社I CJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込みました場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

事業報告

（2024年4月1日から
2025年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等により緩やかな回復基調がみられましたものの、物価上昇の継続に加え、米国の通商政策や金融資本市場の変動による影響など、先行き不透明な状況が続いております。

衣料品小売業界におきましては、生活必需品の度重なる値上げ等による消費者の節約志向がより一層高まっており、依然として厳しい経営環境のまま推移いたしました。

このような環境のもと当社グループは、経営ビジョンである「地域に必要とされる店に」なるために、「ほっとひと息ステーション」を10店舗、新たにはるやまの店内に導入し、ボディリフレッシュカプセルをはじめとした様々なサービスとリラックス空間を提供してまいりました。また、店舗の改装・修繕、システム刷新等を通じた店舗環境の改善整備にも積極的に取り組んでまいりました。

店舗数に関しましては、グループ全体で9店舗新規出店及び13店舗閉店（うち7店舗移転）した結果、当連結会計年度末の総店舗数は370店舗となりました。

また当社は、2024年12月1日をもって、本店所在地を岡山市北区青江一丁目17番21号に移転いたしました。

これらの結果、当連結会計年度におきましては、売上高361億3千5百万円（前期比0.6%増）となりました。利益面は、営業利益6億2千5百万円（前期比32.5%減）、経常利益9億6千4百万円（前期比23.3%減）の結果となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、主に営業店の収益性の低下による減損損失を2億4千5百万円計上したこと、本社移転費用の計上が1千4百万円あった一方で、本社移転等に伴う固定資産売却益の計上が2億5千7百万円あったこと等により、6億7千万円（前期比65.2%増）となりました。

衣料品販売事業の売上状況は次のとおりであります。

| 商 品 別 | 金 額 | 構 成 比 |
|---|------------|-------|
| 重 衣 料 (ス 一 ツ ・ 札 服) (コ 一 ト) | 15,815,621 | 43.8 |
| 中 衣 料 (ジ ャ ケ ッ ト) (ス ラ ッ ク ス) | 3,311,398 | 9.2 |
| 軽 衣 料 (ワ イ シ ャ ツ ・ ネ ク タ イ) (カ ジ ュ ア ル ・ 小 物 ・ そ の 他) | 16,095,964 | 44.5 |
| 補 修 加 工 貸 収 入 | 913,013 | 2.5 |
| 合 計 | 36,135,998 | 100.0 |

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の主なものは新規出店・改装及び本社移転並びにシステム刷新に係るものであり、店舗出店に係る差入保証金等を含め、総額11億3千3百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達として重要なものはありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第48期 2022年3月期 | 第49期 2023年3月期 | 第50期 2024年3月期 | 第51期 (当連結会計年度) 2025年3月期 |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 36,685,290 | 36,892,858 | 35,915,837 | 36,135,998 |
| 経 常 利 益 (千円) | △2,312,337 | 1,117,927 | 1,256,738 | 964,276 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円) | △7,896,166 | 247,057 | 405,616 | 670,014 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | △482.95 | 15.10 | 24.80 | 41.15 |
| 総 資 産 (千円) | 51,132,333 | 48,598,380 | 47,290,899 | 43,449,551 |
| 純 資 産 (千円) | 23,487,682 | 23,752,152 | 23,944,223 | 24,165,992 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 1,435.95 | 1,452.12 | 1,463.87 | 1,509.37 |

(3) 対処すべき課題

次期の業績見通しといたしましては、諸物価や原材料価格の上昇、労働力不足や人件費の高騰、国際的な通商政策の変動など、依然として不透明な状況が予想されます。

衣料品小売業界では、ビジネスシーンにおけるスタイルのカジュアル化やジェンダーを問わず働き手の多様化が進むなかで、消費者ニーズの変化がさらに進展するものと考えております。

こうしたなか当社グループでは、多様化するビジネスウェアに対するニーズにマッチした品揃えの充実に加え、気候変動の影響による季節性の変化に対応するため、機能性素材を活用した従来の季節サイクルを越えた商品開発に努めてまいります。

また、引き続きグループ全体のコンプライアンス体制の整備とリスク管理体制の強化に取り組み、内部統制システムの充実に注力してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 親会社及び子会社の状況（2025年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|------------|--------|----------|---------|
| はるやま商事株式会社 | 100百万円 | 100.0% | 衣料品販売事業 |
| 株式会社モリソン | 50 | 100.0 | 衣料品販売事業 |
| 株式会社ミック | 30 | 100.0 | 広告代理業 |
| 株式会社マンチェス | 10 | 100.0 | 衣料品販売事業 |

(5) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|-------------|
| 株式会社四国銀行 | 4,574,472千円 |
| 株式会社中国銀行 | 1,896,617 |
| 株式会社トマト銀行 | 606,676 |
| 株式会社三井住友銀行 | 592,428 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 549,230 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 240,000 |

(6) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 55,000,000株
- ② 発行済株式の総数 16,485,078株 (うち自己株式 474,424株)
- ③ 株主数 42,345名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|----------------|------------|---------|
| 株式会社はるか | 3,336,300株 | 20.83 % |
| 治山邦雄 | 1,383,322 | 8.64 |
| 有限会社岩渕コーポレーション | 1,324,500 | 8.27 |
| 治山公子 | 720,082 | 4.49 |
| 株式会社四国銀行 | 699,940 | 4.37 |
| 治山美智子 | 406,792 | 2.54 |
| はるやま社員持株会 | 392,350 | 2.45 |
| 岩渕典子 | 349,900 | 2.18 |
| 治山高広 | 331,000 | 2.06 |
| 治山純子 | 318,700 | 1.99 |

(注) 1.当社は、自己株式を474,424株保有しておりますが、上記の大株主 (上位10名) からは除外しております。

2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 | |
|-----------|-----------|---|-------------------------------|
| 取 締 役 会 長 | 治 山 正 史 | 経営全般 株式会社ミック はるやま商事株式会社 株式会社モリワン | 代表取締役社長 代表取締役会長 代表取締役社長 |
| 代表取締役社長 | 中 村 宏 明 | 経営全般 はるやま商事株式会社 | 代表取締役 社長執行役員 |
| 取 締 役 | 宮 崎 弘 司 | 関係会社の営業統轄 | |
| 取 締 役 | 中 川 雅 文 | 公認会計士 株式会社サンマルクホールディングス | 社外取締役 |
| 取 締 役 | 丸 屋 祐 太 朗 | 弁護士 | |
| 常 勤 監 査 役 | 澤 味 聰 瞳 | | |
| 監 査 役 | 光 岡 敬 一 | 税理士 株式会社大本組 | 社外取締役 |
| 監 査 役 | 櫻 田 憲 司 | 公認会計士 | |

- (注) 1. 取締役中川雅文氏及び丸屋祐太朗氏は、社外取締役であります。当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役光岡敬一氏及び櫻田憲司氏は、社外監査役であります。当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役中川雅文氏及び丸屋祐太朗氏並びに社外監査役光岡敬一氏及び櫻田憲司氏の重要な兼職については、上表の「担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。各氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
4. 監査役光岡敬一氏は税理士の資格を、監査役櫻田憲司氏は公認会計士の資格をそれぞれ有しております。財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
5. 当事業年度中の取締役の異動
- (1) 清水夏子氏及び井上重光氏は、2024年6月27日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
 - (2) 2024年6月27日開催の第50回定時株主総会において、宮崎弘司氏及び丸屋祐太朗氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。

② 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定め、当社と各社外取締役及び各監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及びすべての子会社における取締役、監査役及び執行役員（以下「役員等」という。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は当社が全額負担しております。

被保険者である役員等が、その地位に基づく職務の執行に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分 | 支給人員 (名) | 報酬等の 総額(千円) | 報酬等の種類別の額(千円) | | |
|------------------|-------------|--------------------|--------------------|--------------|---------------|
| | | | 固定報酬 | 賞与 | ストック オプション |
| 取締役 (うち社外取締役) | 7 (4) | 98,197 (10,500) | 92,592 (10,500) | 5,605 (—) | — (—) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 3 (2) | 16,800 (9,600) | 16,800 (9,600) | — (—) | — (—) |
| 合計 | 10 | 114,997 | 109,392 | 5,605 | — |

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

イ. 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

2005年6月29日開催の第31回定時株主総会の決議による取締役報酬限度額（使用人分は含まず）は年額300,000千円、監査役報酬限度額は年額30,000千円であり、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名、監査役の員数は3名であります。

上記の報酬とは別枠で、2011年6月29日開催の第37回定時株主総会において、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等として年額30,000千円、監査役に対しては年額3,000千円（社外監査役は付与対象外）を、それぞれ報酬限度額として決議しており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名、監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）であります。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

i. 当該方針の決定の方法

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主及びその他のステークホルダーに対する説明責任を果たし得る公正かつ合理的な報酬体系とすることとして、2021年1月26日開催の取締役会において「取締役の報酬等に関する基本方針」の決定を決議いたしました。

ii. 当該方針の内容の概要

業務執行取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬等（賞与）及び非金銭報酬等（ストックオプション）により構成し、非業務執行取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみとする。

個々の取締役の報酬の決定に際しては当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業等の報酬水準を勘案して取締役の職責に報いる適正な水準とする。

業務執行取締役の固定報酬は、役位に応じた月額報酬とし、当該報酬基準に基づいて支給総額を算定し、取締役会の一任決議に従い代表取締役が、業績、各業務執行取締役の貢献度を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

業務執行取締役の業績連動報酬等（賞与）は、事業年度の計画達成に向けた数値目標として公表した業績（経常利益）の達成度に応じ、支給基準に基づき算出された額を一定の時期に支給することとしております。なお、当事業年度の実績は、「1. (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況」（7頁）に記載のとおりであります。

業務執行取締役の非金銭報酬等（ストックオプション）は、中長期のインセンティブとして取締役会決議により実施することとしておりますが、当事業年度中の実績はありません。

iii. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

株主総会で承認いただいた報酬限度額の範囲内で、取締役会において「取締役の報酬等に関する基本方針」の内容に則り、支給基準に基づき算定された報酬額を基本として示したうえ、「ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項」に記載された代表取締役が、当該報酬額を逸脱しない範囲で、諸条件を総合的に勘案して決定したことから、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該方針に沿うものであると判断いたしました。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

委任を受け決定した者は、代表取締役社長中村宏明氏であり、委任された権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各業務執行取締役の担当事業等の業績を踏まえた賞与の評価配分とし、委任を受けた者は、内規に定める支給基準並びに非金銭報酬等の決定内容に従うこととしております。

代表取締役社長中村宏明氏に委任した理由については、当社グループを取り巻く経済環境や経営状況等を熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|-------|-------|---|
| 社外取締役 | 中川雅文 | 当事業年度開催の取締役会18回のうち全回に出席し、主に公認会計士としての豊富な専門知識と他社の社外取締役としての経験を活かして、中立的な立場から有益な助言・提言を行っております。 |
| 社外取締役 | 丸屋祐太朗 | 2024年6月27日の就任以降に開催された取締役会14回のうち全回に出席し、主に弁護士としての専門的見地かつ客観的で広範な視野を活かして、コンプライアンスの観点からの有益な助言・提言を行っております。 |
| 社外監査役 | 光岡敬一 | 当事業年度開催の取締役会18回のうち17回、監査役会13回のうち12回に出席し、主に税理士としての専門的見地に加え、経営の健全性やコンプライアンス確保のための客観的で広範な視野から意見を述べるなど、助言・提言を行っております。 |
| 社外監査役 | 櫻田憲司 | 当事業年度開催の取締役会18回のうち全回、監査役会13回のうち全回に出席し、主に公認会計士としての豊富な専門知識・経験を活かして、中立的な立場から意見を述べるなど、助言・提言を行っております。 |

(注) 社外取締役中川雅文氏は任意の指名委員会の委員長として、また、社外取締役丸屋祐太朗氏、社外監査役光岡敬一氏及び櫻田憲司氏は同委員会の委員として、それぞれ経営幹部の選解任に携わっております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開のために必要な内部留保の充実を確保しつつ、安定的な配当の維持、継続を基本方針としております。今後も、中長期的な視点にたって経営資源を投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当期の期末配当につきましては、株主のみなさまの日頃のご支援に対して感謝の意を表し、普通配当15円50銭に創業70周年記念配当4円50銭を加え、1株につき20円とさせていただきました。

なお、剰余金の配当が効力を生ずる日につきましては、2025年6月30日とさせていただいております。

また、当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議し、当事業年度において、自己株式346,100株（取得価額総額211,765千円）を取得いたしました。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| (資 産 の 部) | | | |
| 流 動 資 産 | 23,503,388 | 流 動 負 債 | 12,545,757 |
| 現 金 及 び 預 金 | 10,551,126 | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金 | 3,901,306 |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 355,769 | 短 期 借 入 金 | 2,500,000 |
| 商 品 | 8,805,123 | 1 年 内 返 済 予 定 金 | 2,954,674 |
| 貯 藏 品 | 26,651 | 長 期 借 入 金 | |
| 未 収 入 金 | 2,964,632 | リ 一 ス 債 務 | 2,568 |
| そ の 他 | 803,780 | 未 払 金 | 1,366,583 |
| 貸 倒 引 当 金 | △3,695 | 未 払 法 人 税 等 | 66,740 |
| 固 定 資 産 | 19,946,163 | ボ イ ン ト 引 当 金 | 31,864 |
| 有 形 固 定 資 産 | 12,016,666 | 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 | 6,001 |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 1,979,548 | 契 約 負 債 | 369,646 |
| 車両運搬具 | 0 | 賞 与 引 当 金 | 53,040 |
| 工具、器具及び備品 | 257,162 | 資 産 除 去 債 務 | 123,207 |
| 土 地 | 9,773,672 | そ の 他 | 1,170,125 |
| リ 一 ス 資 産 | 3,451 | 固 定 負 債 | 6,737,801 |
| 建 設 仮 勘 定 | 2,830 | 長 期 借 入 金 | 3,310,357 |
| 無 形 固 定 資 産 | 923,084 | リ 一 ス 債 務 | 3,575 |
| ソ フ ト ウ エ ア | 550,656 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 1,395,413 |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定 | 343,219 | 資 産 除 去 債 務 | 1,500,591 |
| そ の 他 | 29,208 | 長 期 預 り 保 証 金 | 514,126 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 7,006,412 | そ の 他 | 13,736 |
| 投 資 有 価 証 券 | 567,654 | 負 債 合 計 | 19,283,558 |
| 長 期 貸 付 金 | 403,626 | (純 資 産 の 部) | |
| 繰 延 税 金 資 産 | 619,907 | 株 主 資 本 | 24,096,366 |
| 差 入 保 証 金 | 5,348,742 | 資 本 金 | 3,991,368 |
| そ の 他 | 98,381 | 資 本 剰 余 金 | 3,862,125 |
| 貸 倒 引 当 金 | △31,899 | 利 益 剰 余 金 | 16,593,543 |
| 資 産 合 計 | 43,449,551 | 自 己 株 式 | △350,670 |
| | | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | 69,626 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 價 差 額 金 | 69,643 |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | △17 |
| | | 純 資 産 合 計 | 24,165,992 |
| | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 43,449,551 |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|------------|
| 売 上 高 | 36,135,998 |
| 売 上 原 価 | 14,666,818 |
| 売 上 総 利 益 | 21,469,180 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 20,843,504 |
| 營 業 利 益 | 625,676 |
| 當 業 外 収 益 | |
| 受 取 利 息 | 8,901 |
| 受 取 配 当 金 | 12,049 |
| 受 取 地 代 家 賃 | 574,302 |
| そ の 他 | 40,860 |
| 當 業 外 費 用 | 636,114 |
| 支 払 利 息 | 38,609 |
| 賃 貸 費 用 | 238,442 |
| そ の 他 | 20,462 |
| 經 常 利 益 | 297,514 |
| 特 別 利 益 | 964,276 |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 257,165 |
| 特 別 損 失 | 257,165 |
| 固 定 資 産 除 売 却 損 | 103,738 |
| 減 損 損 失 | 245,872 |
| 店舗閉鎖損失引当金繰入額 | 6,001 |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 2,339 |
| 本 社 移 転 費 用 | 14,202 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | 372,155 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 849,285 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 135,791 |
| 当 期 純 利 益 | 43,480 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 179,271 |
| | 670,014 |
| | 670,014 |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31までの第51期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社はるやまホールディングス 監査役会

常勤監査役 澤味聰嗣 印

監査役（社外監査役） 光岡敬一 印

監査役（社外監査役） 櫻田憲司 印

株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、 (重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|-------|---|--|------------|
| 1 | はる 治 やま まさ し 史 (1964年12月22日生) | <p>1994年6月 当社入社 経営企画室 1994年11月 当社社長室室長 1995年6月 当社取締役社長室室長 1995年7月 当社常務取締役 2003年6月 当社代表取締役社長 2011年7月 当社代表取締役社長執行役員 2017年1月 はるやま商事株式会社代表取締役会長 2020年6月 同社代表取締役会長兼社長 2021年4月 当社代表取締役社長 はるやま商事株式会社代表取締役会長 (現任) 2021年6月 当社取締役会長 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>株式会社ミック 代表取締役社長 はるやま商事株式会社 代表取締役会長 株式会社モリソン 代表取締役社長</p> | 146株 |
| 2 | ※ 宇 野 の かおる 薰 (1970年1月14日生) | <p>1993年4月 当社入社 2018年4月 はるやま商事株式会社法人営業部長代行 2020年7月 当社総務部長 2021年4月 当社総合管理部長 (現任) 2021年10月 はるやま商事株式会社執行役員 総務部長 2023年4月 同社常務執行役員 管理副本部長兼総務部長 2023年6月 同社取締役常務執行役員 管理副本部長兼総務部長 2023年9月 同社取締役常務執行役員 管理副本部長兼総務部長兼人事部長 2025年4月 同社取締役専務執行役員 管理本部長兼人事部長 (現任)</p> | 1,800株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|-------|---|---|------------|
| 3 | なか がわ まさ ふみ 中 川 雅 文 (1974年2月22日生) | <p>1996年4月 中央監査法人入所</p> <p>1999年4月 公認会計士登録</p> <p>2007年7月 京都監査法人（現 PwC Japan有限責任監査法人）入所</p> <p>2009年6月 同法人パートナー（2011年6月退職）</p> <p>2011年7月 中川公認会計士事務所 代表（現任）</p> <p>2011年9月 税理士登録</p> <p>2015年6月 当社監査役</p> <p>2023年6月 当社取締役（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕</p> <p>株式会社サンマルクホールディングス 社外取締役</p> | 一株 |
| 4 | まる や ゆう た ろう 丸 屋 祐 太 朗 (1987年9月1日生) | <p>2014年12月 弁護士登録</p> <p>2015年1月 小林裕彦法律事務所入所（現任）</p> <p>2024年6月 当社取締役（現任）</p> | 一株 |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 治山正史氏の当社における担当は、事業報告の「2.(2)①取締役及び監査役の状況」(10頁)に記載のとおりであります。
4. 中川雅文氏及び丸屋祐太朗氏は、社外取締役候補者であります。
5. 中川雅文氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に直接関与したことはありませんが、主に公認会計士としての豊富な専門知識と他社の社外取締役としての経験を活かし、経営全般にわたる意思決定の妥当性及び適正性の確保のための有益な助言・提言が期待され、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。また、選任後も引き続き任意の指名委員会の委員を委嘱する予定であります。なお、同氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年、社外監査役としての在任期間8年と合わせて10年となります。
6. 丸屋祐太朗氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に直接関与したことはありませんが、主に弁護士としての専門的見地をもつて客観的で広範な視野を活かして、コンプライアンスの観点からの助言・提言が期待され、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。また、選任後も引き続き任意の指名委員会の委員を委嘱する予定であります。なお、同氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
7. 当社は、中川雅文氏及び丸屋祐太朗氏との間で会社法第427条第1項の損害賠償責任の限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容の概要は、事業報告の「2.(2)②責任限定契約に関する事項」(11頁)に記載のとおりであります。
8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となり、当該保険契約について任期途中に

同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2.(2)③役員等賠償責任保険契約に関する事項」（11頁）に記載のとおりであります。

9. 当社は、中川雅文氏及び丸屋祐太朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、両氏と当社グループとの間には取引関係はありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役光岡敬一氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|------------------------|---|-------------|
| 光岡 敬一 (1947年3月14日生) | 2003年7月 広島国税局課税第一部次長 2004年7月 広島東税務署長 2005年8月 税理士登録 開業（現任） 2021年6月 当社監査役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社大本組 | 一株 社外取締役 |

- (注) 1. 光岡敬一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 光岡敬一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 光岡敬一氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に直接関与したことはありませんが、主に税理士としての専門的見地かつ客観的で広範な視野から、経営の健全性確保のための助言・提言をしていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、選任後も引き続き任意の指名委員会の委員を委嘱する予定であります。なお、同氏は現在当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、光岡敬一氏との間で会社法第427条第1項の損害賠償責任の限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容の概要は、事業報告の「2.(2)②責任限定契約に関する事項」（11頁）に記載のとおりであります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、光岡敬一氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となり、当該保険契約について任期途中に同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2.(2)③役員等賠償責任保険契約に関する事項」（11頁）に記載のとおりであります。
6. 当社は、光岡敬一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏と当社グループとの間には取引関係はありません。

第3号議案 当社株式等の大量買付行為に関する対応策のための新株予約権無償割当の件

当社は、2022年6月29日開催の当社第48回定時株主総会において、「当社株式等の大量買付行為に関する対応策」（以下「現プラン」といいます。）について、株主のみなさまにご承認いただきましたが、現プランの有効期間は本株主総会終結の時までとなっております。

当社は、現プラン承認後も社会・経済情勢の変化、買収への対応方針をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、更新の是非を含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2025年5月15日開催の当社取締役会において、本株主総会において株主のみなさまにご承認いただくことを条件に、「当社株式等の大量買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）として更新することを決定しました。つきましては、当社定款第13条に基づき、本プランを利用するため、新株予約権無償割当に関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、株主のみなさまにご承認をお願いするものであります。

なお、本プランを更新するにあたり、本プランの対象となる大量買付等の定義の見直しを行い、また、形式的な文言の修正等を行っております。

1. 提案の理由

本プランは、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させるための取組みとして導入しているものです。

当社は、当社株式等について大量買付や買収提案が行われた場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、会社の経営権の変動等に関わる大量買付や買収提案の判断については、最終的には当社株主の総体意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式等の大量買付や買収提案のなかには、その目的等から判断して、株主のみなさまや取締役会がその内容を検討し判断するために合理的に必要な情報や時間を提供することのないもの、買付条件等がその対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切

であるもの、あるいはその対象会社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠なステークホルダーとの関係を損なう意図のあるもの等、その対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくないことから、大量買付や買収提案により当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性も否定できません。

一方、当社の株式の状況は、当社役員及びその三親等以内の親族によって発行済株式の総数の45.7%（議決権割合47.1%）が保有されておりますが、このうち当社役員及びその直接支配が及ぶ関係者等による保有は34.8%（議決権割合35.9%）にとどまっております。また、当社の経営に関与していない創業者一族の当社株式に関する権利の行使については、それぞれ個人の判断のもとに行われており、当社が関与・コントロールするものではありません。従って、当社の経営権の取得等を目的とした買収提案に際しても、買収者に当社の経営を委ねるべきか否か等の一株主としての判断が、当社取締役会の判断とは異なる場合もあります。さらに、当社の事業基盤を拡大するための店舗展開等により、その必要資金を資本市場から調達することも有力な選択肢であることから、その場合には、さらに当社役員等の保有比率は低下し、当社株主構成が大きく変化することが予測されます。

また、紳士服専門店業界では、過去に業界再編の動きが活発化したこともあり、今後、会社との合意や株主のみなさまの意思がまったく反映されないままに突然公開買付を行うような買収提案や、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するようなおそれのある買収提案がなされる可能性は否定できません。このような株主のみなさまあるいは市場を混乱させるおそれのある大量買付や買収提案に備えて対策を講じておくことは、企業価値ひいては株主共同の利益確保のためのリスクマネジメントの一環として必要不可欠なものと考えております。

このような事情に鑑み、当社は、当社株式等の大量買付や買収提案が行われた場合、当該買付や買収提案に応じるべきか否かを当社株主のみなさまが適切に判断するための必要な情報や時間を確保すること、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案すること等を可能とするための対応策が引き続き必要不可欠であると判断し、本プランを更新することといたしました。

2. 提案の概要

（1）本プランの概要

本プランは当社株式等の20%以上を買収しようとする者が現れた場合

に、買収者に事前に情報提供を求める等、上記の1. 「提案の理由」を実現するための必要な手続きを定めております。

買収者は、本プランに係る手続きに従い、当社取締役会において本プランの発動又は不発動が決議された場合に、当該決議以降に限り、当社株式等の大量買付等を行うことができるものとしております。

買収者が本プランに定めた手続きに従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等で、本プランに定める発動の要件を満たす場合には、当社は、買収者等（買収者及び一定の関係者）による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外から当社株式と引換えに新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を取得できる旨の取得条項が付された本新株予約権を、当社を除く全ての株主に対して本新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。こうした手続きの過程については、適宜株主のみなさまに対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

（2）本プランに係る手続き

（a）対象となる買付等

本プランは、以下の①、②又は③に該当する行為もしくはこれに類似する行為又はその提案（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「大量買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ①当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得
- ②当社が発行者である株式等について、公開買付けを行う者の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

③上記①又は②に該当する各行為が行われたか否かにかかわらず、特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（但し、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合又は株式等所有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

大量買付等を行おうとする者（以下「大量買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、大量買付等は実行してはならないものとします。

（b）意向表明書の提出

大量買付者等は、大量買付等の開始又は実行に先立ち、本プランの手続きを遵守する旨の誓約及び大量買付者等の氏名又は名称、住所又は本店所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内の連絡先、大量買付等の概要等について日本語で記載した意向表明書を当社取締役会宛に提出いただきます。当社が、大量買付者等から意向表明書を受領した場合は、速やかに受領した事実及び必要に応じ、その内容について公表します。

（c）大量買付者等に対する情報提供の要請

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当社取締役会が認めた場合を除き、当該大量買付等の実施に先立ち、大量買付者等が当社に対して提供すべき必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを、当該大量買付者等に交付し、大量買付者等は、当該リストに従い本必要情報を日本語の書面にて提出いただきます。本必要情報の具体的な内容は、大量買付者等の属性及び大量買付等の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下の①から⑪のとおりです。

①大量買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、役員の氏名及び職歴等、当

該大量買付者等による大量買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。)

- ②大量買付等の目的、方法及び内容（大量買付等の対価の価額・種類、大量買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付けを行った後における株式等所有割合、大量買付等の方法の適法性、大量買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③大量買付等の買付対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯等を含みます。）
- ④大量買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤大量買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ⑥大量買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的な内容
- ⑦大量買付者等が大量買付等において取得を予定する当社の株式等に關し、担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的な内容
- ⑧大量買付者等による当社の株式等の過去の取得に關する情報
- ⑨大量買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び資産運用方針
- ⑩大量買付等の後における当社の株主、取引先、お客様、従業員その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑪その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、本必要情報を受領した場合は、速やかに独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等について）

＜別紙1＞「独立委員会規則の概要」、本プラン更新時の独立委員会委員候補の略歴等について＜別紙2＞「独立委員会委員候補の略歴」に記載のとおりです。）へ情報を提供し、独立委員会は、受領後速やかに提供された情報の記載内容が本必要情報として十分であるか否かを検討し、その結果を公表します。独立委員会は当該提供内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大量買付者等に対し、合理的な期限（当初本必要情報のリストの発送の翌日から起算して60日を上限とします。）を定めたうえ、自ら又は当社取締役会を通じて、必要情報の追加提供を求めることがあります。この場合、大量買付者等においては、当該期限までに、かかる必要情報を追加提供していただきます。必要情報の追加提供を要請したにもかかわらず、大量買付者等から当該情報の一部について提供がない場合において、例えば、大量買付者等の買収戦略上自発的に情報開示を行うことが困難であること等、大量買付者等から当該情報の一部が提供されないことについての合理的な説明がある場合には、本必要情報が全て揃わなくとも、大量買付者等との情報提供に係る交渉等は打ち切り、その旨を公表するとともに、以下（d）の大量買付等の内容の検討を開始いたします。

（d）大量買付等の内容の検討・大量買付者等との交渉・代替案の検討

①当社取締役会による大量買付等の内容の評価・検討

当社取締役会は、大量買付者等からの必要かつ十分な本必要情報の提供が完了した後、独立委員会が提出期限を定めた場合はその期限までに、外部専門家の助言も受けながら大量買付等の内容を検討し、その内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）を慎重に取りまとめ、公表するとともに、独立委員会に対してその根拠資料を付して提出するものとします。また、自ら又は独立委員会からの要請に応じ、大量買付者等との間で大量買付等に関する協議・交渉を行うとともに、当社取締役会としての代替案を提示することがあります。

②独立委員会による検討等

独立委員会は、大量買付者等からの本必要情報の受領が完了した日の翌日を起算日として、大量買付等が現金（全額円貨）を対価とする当社全株式等の公開買付けの場合は最長60日間、それ以外の大量買付等の場合は最長90日間の検討期間（以下、「独立委員会検討期間」と

いいます。）を設定し、当該検討期間内において大量買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料に基づき、大量買付者等の大量買付等の内容、大量買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該大量買付等の内容を改善させるために必要であれば直接又は間接に、大量買付者等と協議・交渉等を行い、代替案の提示を当社取締役会に促すものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資することを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

大量買付者等は、独立委員会が直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

（e）独立委員会による勧告

独立委員会は、上記の手続きを踏まえ、以下のとおり、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

①大量買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、大量買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、当該大量買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当への実施を勧告します。

②大量買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

大量買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当への不実施を勧告します。

但し、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、以下（3）の発動事由2に掲げる事由により、当該大量買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる買付けであり、かつ本新株予約権の無償割当への実施が相当であると判断する場合には、例外的措置として、本新株予約権の無償割当

ての実施を勧告する場合があります。

なお、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者等による大量買付等が、以下（3）の発動事由2に掲げる行為が意図されており、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ本新株予約権の無償割当ての実施が相当であると判断するに至った場合には、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

また、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施に関して、予め株主意思の確認を得ることが適切であると判断する場合には、その旨を勧告することができるものとします。

③独立委員会が検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間満了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない合理的な理由がある場合のみ、独立委員会は、当該大量買付者等の大量買付等の内容の検討・当該大量買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（30日を上限とします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知するとともに、株主及び投資家のみなさまに開示いたします。

独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

（f）取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止及び本新株予約権の無償取得を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

なお、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告するに際し、当該実施に関して予め株主意思の確認を得ることが適切であると判断し、その旨を勧告した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集

し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、独立委員会検討期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行います。株主意思確認総会における投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとし、賛否を決するものとします。

(g) 本新株予約権の無償割当て実施の停止

当社取締役会が上記(f)の手続きに従い本新株予約権の無償割当ての実施を決議した後又は実施後においても、(i)買付者等が大量買付等を中止した場合又は(ii)本新株予約権の無償割当てを実施するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から本新株予約権の無償割当ての実施が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は本新株予約権の無償割当て実施の停止の決議を行うものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規則等に従い、本プランの各手続きの進捗状況（意向表明書が提出された事実、本必要情報が提供された事実、独立委員会の検討期間が開始した事実等）又は意向表明書、本必要情報、当社取締役会の意見、独立委員会の勧告、株主意思確認総会を実施した場合にはその投票結果、当社取締役会決議等の内容の全部又は概要、その他当社取締役会又は独立委員会が適切と考える事項について適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は以下のとおりです。なお、上記(2)本プランに係る手続き(e)のと

おり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

発動事由 1

本プランに定められた手続きに従わない大量買付等であり（大量買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由 2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 以下に掲げる行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量買付等である場合
 - ①真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて、その株式等を当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ②当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲のもとに大量買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③当社の資産を大量買付者等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれのある大量買付等である場合
- (c) 大量買付等の条件（対価の価額・種類、大量買付等の時期、方法の適法性、実現可能性又は大量買付等の後の経営方針・事業計画、及び当社の他の株主、お客様、取引先、従業員その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適当な大量買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社のお客様、取引先、従業員等との関係を破壊しその結果、当社の企業価値ひいては株

主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる大量買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当の概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当の概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当に関する取締役会における決議（以下「本新株予約権無償割当決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当の効力発生日

本新株予約権無償割当決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株あたりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当決議において別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I) 特定大量保有者、(II) 特定大量保有者の共同保有者、(III) 特定大量買付者、(IV) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(V) 上記

(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者（以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」といいます。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することはできません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が別途定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。なお、非適格者が有する本新株予約権を当社が取得する場合、その対価として金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとその後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、当社株主に不利益を与えない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主のみなさまに実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主のみなさまのご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

3. 株主及び投資家のみなさま等への影響

(1) 本プランへの更新にあたって株主及び投資家のみなさまに与える影響

本プランへの更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家のみなさまに直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家のみなさまに与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当時の手続き

当社取締役会において、本新株予約権無償割当決議を行った場合に

は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。

この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主のみなさまに対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当の対象となった株主のみなさまは、本新株予約権の無償割当の効力発生日において、当然に本新株予約権者となるため、申込の手続き等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当決議がなされた場合であっても、例えば、大量買付者等が大量買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当の効力発生日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当を中止し、又は本新株予約権の無償割当の効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を当社が無償にて取得することができます。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家のみなさまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続き

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主のみなさまに対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他の書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当後、株主のみなさまにおいては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権1個あたり1円を下限に当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき1株の当社株式が発行されることになります。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨を決定した場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主のみなさまから本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができます。この場合、かかる株主のみなさまは、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社に

による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株主のみなさまには、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、当社は、本新株予約権無償割当決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について別途規定する場合には、かかる規定に従った措置を講じることができます。

上記のほか、割当ての方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当決議において決定した後、株主のみなさまに対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規則の概要

<別紙1>

- ・独立委員会は、取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者のなかから、取締役会が選任する。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載する事項について決定を行い、その決定内容と理由を付して取締役会に勧告するものとする。
 - ① 本新株予約権無償割当ての実施又は不実施（実施に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む。）
 - ② 本新株予約権無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他取締役会が独立委員会に諮問した事項
- 取締役会は、独立委員会が勧告をした場合、その勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行うものとする。
- ・独立委員会は、上記のほか以下の各号に記載される事項を行うものとする。
 - ① 大量買付者等及び取締役会が独立委員会に提供すべき情報内容とその回答期限の決定
 - ② 大量買付者等の大量買付等の内容の精査・検討
 - ③ 取締役会に対する代替案の提出の要求
 - ④ 独立委員会検討期間延長の決定
 - ⑤ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑥ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑦ 取締役会において別途独立委員会が行うことができると定めた事項
- ・独立委員会は、提供された情報の内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、合理的な期限を定めたうえ、大量買付者等に対し必要情報の追加提供を求める。
- ・独立委員会は、大量買付者等からの本必要情報の提供が完了した場合、取締役会に対しても所定の期間内に、大量買付者等の大量買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から大量買付等の提案内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、大量買付者等と協議・交渉を行うものとし、株主等に対する代替案の提示等を取締役会に促すものとする。
- ・独立委員会は、当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるほか、かかる第三者を独立委員会に出席させ、発言を求めることができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

独立委員会委員候補の略歴

本プランへ更新後の独立委員会の委員は、下記の3名を予定しております。

記

石井 克典(いしい かつのり)

1971年1月31日生

| | |
|----------|----------------------|
| 2000年10月 | 弁護士登録 |
| 2000年10月 | 太陽綜合法律事務所入所 |
| 2006年5月 | 石井克典法律事務所開所（現任） |
| 2007年5月 | 当社独立委員会委員就任（現任） |
| 2019年3月 | タツモ株式会社社外取締役就任 |
| 2020年3月 | 同社社外取締役（監査等委員）就任（現任） |

石井 克典氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

光岡 敬一(みつおか けいいち)

1947年3月14日生 当社社外監査役

| | |
|---------|----------------------|
| 2003年7月 | 広島国税局課税第一部次長 |
| 2004年7月 | 広島東税務署長 |
| 2005年8月 | 税理士登録開業（現任） |
| 2015年6月 | 株式会社大本組取締役（社外）就任（現任） |
| 2021年6月 | 当社監査役就任（現任） |
| 2021年6月 | 当社独立委員会委員就任（現任） |

光岡 敬一氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出ています。同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

丸屋 祐太朗（まるや ゆうたろう）

1987年9月1日生 当社社外取締役

| | |
|----------|-----------------|
| 2014年12月 | 弁護士登録 |
| 2015年1月 | 小林裕彦法律事務所入所（現任） |
| 2024年6月 | 当社取締役就任（現任） |
| 2024年6月 | 当社独立委員会委員就任（現任） |

丸屋 祐太朗氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出ています。同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 岡山市北区駅元町14番1号
岡山コンベンションセンター（ママカリフォーラム）
1階イベントホール
交 通 J R 岡山駅より徒歩約5分

- ①開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。
- ②駐車場、駐輪場及び駐車券等のご用意はございませんので、予めご了承くださいますようお願い申しあげます。
- ③当なお土産については、とりやめとさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

